

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

②評価調査者研修修了番号

SK2021028、第 66 号 (県修了番号)
S 2023007、第 156 号 (県修了番号)

③施設の情報

名称：宮城県さわらび学園	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名： 園長 田中 佳二	定員 (利用人数)：	28 名 (16 名)
所在地：宮城県仙台市太白区旗立 2 丁目 4 番 1 号		
TEL：022-245-0333	ホームページ：	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/index.html
【施設の概要】		
開設年月日：明治 42 年 5 月		
経営法人・設置主体 (法人名等)：宮城県		
職員数	常勤職員：26 名	非常勤職員34 名
有資格 職員数	(資格の名称)	
	児童自立支援専門員11 名	医師2 名
	保育士3 名	
	看護師1 名	
	臨床心理士1 名	
	社会福祉士4 名	
	管理栄養士1 名	
施設・設 備の概要	(居室数)	(設備等)
	広瀬寮：5 室、青葉寮：5 室 すみれ寮：4 室	本館 (事務室・分教室等) 給食棟、 体育館、プール、宿泊訓練棟、 作業棟、職員宿舎

④理念・基本方針

【運営理念】

(1) 社会において、非行等の問題行動あるいは環境不適応を起こしている児童を家庭に代わり
預かり、特別の保護及び教育あるいは心理的・精神医学的な治療などにより一日も早い社
会への復帰を目指す。

- (2) 児童の心を癒し自立を支援するため、職員と児童が共に学び、共に働き、共に汗して生活を共有するとともに学園倫理綱領に基づき児童の権利擁護に努め、「児童の最善の利益」を追求する。
- (3) 児童の自立と健全な社会適応力を高めることに努めるとともに、社会のニーズに応え得る機能を持った施設運営にあたるため、開かれた学園運営に努める。

【運営方針】

- (1) 学園は、児童に安全安心な生活環境を提供するとともに、個々の児童の問題点を把握し、児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う。
- (2) 学園は、児童の自立のため地域社会、関係機関と連携し支援するとともに、児童と家族との関係の再構築を図るための支援を行う。
- (3) 施設は社会資源の1つであるとの認識に立ち、学園の地域開放及び地域交流を積極的に行う。
- (4) 学園は、職場内会議、研修会を定例的に開催するほか、外部での各種研修会・学会・研究会等へ積極的に参加し、児童処遇の向上及び職員の資質向上に努める。
- (5) 学園は、自ら処遇及び支援の質の点検・評価を行い、常にその向上のための改善に努める。

⑤施設の特徴的な取組

施設は仙台市の南西部丘陵地帯に位置し、隣接する救護施設「太白荘」をはじめ、宮城大学、人来田中学校、人来田小学校など公共施設が周辺に立地している。明治42年に「感化院修養学園」として開設され、平成10年に児童福祉法改正により「児童自立支援施設 宮城県さわらび学園」として現在に至っている。犯行・非行児童の減少とともに、令和6年10月現在、入所児童は被虐待経験と心身に障害を持った児童が6割以上を占めている。このような子ども像の変化を踏まえ、4つの積極的な取組を行い、園長や職員は「児童の最善の利益」を常に考えながら、子ども一人ひとりを受容し、信頼関係を深め、個別のニーズの相互理解による意思決定や合意を大切に自立へ向けた支援を行っている。

①苦情要望処理制度の適切な運用と外部チェックの運用

「児童の最善の利益を確保するための指針」に基づき、苦情要望処理制度の適切な運用や第三者機関である「自立支援向上委員」による外部チェックが行われ、「子どもの権利」を擁護している。

②集団生活の安定性と個別的支援の充実

「自立支援プログラム」による個別支援を基本としつつ、「児童の最善の利益を確保するための指針」に基づいて、他者の権利も守られることを「学園生活のしおり」に明記し、教育・指導が行われている。

③多様な研修の取組による職員の専門性の向上

専門家の講話・心理士のミニ講座・児童福祉施設など関係機関への見学・先輩職員の助言を聞く会など座学に捉われない多様な教育・研修を行っている。

④他機関との連携強化

児童相談所や原籍校、家庭裁判所、警察署等の関係機関とのネットワークを構築し、園内処遇から退園後の事後指導まで支援の充実を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年9月2日（契約日）～ 令和7年3月5日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和3年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 専門性の向上へ向けた教育・研修を多様な方法で取り組んでいる点

令和6年度の重点事項に職員の専門性の向上を掲げ、研修計画は研修係が意欲的に年間計画を策定している。園長や基幹的職員の外部研修、内部研修として職員全員対象の大学や国立武蔵野学院、中央児童相談所等の社会的養護に係る専門家の講話、愛着障害やトラウマ反応などについて理解を深めるための専門家によるミニ講座等を実施している。またこれらに加え、発達障害や知的障害に関する研修や児童福祉施設などの関係機関への見学研修を通じて連携を深める教育にも取り組んでいる。新任・転入職員研修では必要な知識に特化せず、肯定的に自分を振り返る時間として「先輩職員の助言を聞く会」を研修として行っている。このように教育・研修は座学に捉われず、多様な方法で熱心に取り組み、終日交替制の養育・支援を継続する上でのチームワークの重要性を学びながら職員同士がともに学ぶ姿勢を持ち、専門性の向上を目指して取り組んでいる。

2. 園長の管理者としてのリーダーシップと職員の良いチームワークにより子どもの養育・支援に真摯に取り組んでいる点

園長や副園長は定例職員会議、学園・分教室職員会議、生活指導委員会、カンファレンス会議等に継続的に参加し、園の目指す方向性や各寮の動静・指導についての助言を丁寧に行いながら、管理職と現場の職員が十分に意思疎通できるようリーダーシップを発揮している。また園長のリーダーシップのもと、職員は常に「児童の最善の利益」を意識し、子どもに対する愛情や思いをひとつにして取り組んでいる。職員は寮会議やカンファレンス会議、寮ごとのグループワーク等において、子どもの状況の変化や支援方針を共有し職員間の良好なチームワークのもとに、児童相談所や原籍校、家庭裁判所等の関係機関と連携を図るなど園の職員全員がチームとして園の目指す養育・支援に真摯に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 「宮城県社会的養育推進計画」に基づく施設の中・長期計画の策定が望まれる点

県は令和6年度、令和2年3月に策定した「宮城県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）を全面的に見直し、新たな「宮城県社会的養育推進計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、児童自立支援施設の計画も明示した。園長は施設を取り巻く環境と経営状況、今後の目標や課題などを把握し、分析を行いながら県に児童自立支援施設の中・長期計画策定を要望してきた。また、園がこれまで県との協議を重ねながら、中・長期的な展望のもと、子どもの権利擁護や高機能化、小規模化、人材育成などに持続的に取り組んでいることが県の姿勢として示されている。

今後は、新たな「宮城県社会的養育推進計画」のもとに、園として理念・基本方針の実現に向け、中・長期に亘って取り組むべき園の事業計画策定が望まれる。

2. 地域交流による地域貢献や施設の専門性を生かした公益活動等が望まれる点

園の「運営要綱」や「宮城県さわらび学園児童自立支援方針」に社会資源としての地域との交流や連携を明記している。園の特性から地域との交流は、学園祭への自治会長の訪問や体育館、駐車場の貸し出し等限定的な地域貢献に留まっている。しかし、子どもの無断外出の不安やリスクの点はもちろん、子どもたちの社会性を育てる上で地域との良好な関係構築は重要であり、地域に対して「児童自立支援施設」や生活する子どもについて正しく理解が得られるような取組も必要である。

今後は、社会的養護のあり方を踏まえ、地域の自治会や住民などと協力し、施設や子どもの理解に繋がる講演や施設見学、交流行事、ボランティアの活用などをはじめ、専門性を生かした子育ての悩みや行動問題などの相談窓口事業など地域貢献と公益活動両面を備えた取組が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当園は、「さわらび学園管理運営要綱」に定めるところにより指導・支援を行うこととしておりますが、その方針として「宮城県さわらび学園児童自立支援方針」を策定し、職員は日頃から児童の最善の利益の追求を共通の目標として取り組んでいるところです。園長以下、職員間の情報の共有を丁寧に行いながらチームとして同じ方向を向いて目標の達成を目指している点を評価いただいたことは、これまでの支援の在り方について自信を深めるものとなりました。最近の入所児童の傾向として、発達障害や、愛着障害等のトラウマに係る診断を受けていることが多く、目標の達成のためには、支援に当たる職員一人一人が児童の支援ニーズに対応するため自身の支援技術のレベルを上げていく意識も重要であることから、引き続き教育・研修の機会を確保し、職員の専門性の向上に努めてまいります。

令和6年度において「宮城県社会的養育推進計画」が全面的に見直され、当園の小規模化、高機能化等に向けた取組みについても中・長期計画として示されたところであり、今後当園においても新たな「宮城県社会的養育推進計画」を念頭に、園として掲げる運営理念・運営の基本方針の実現に向け、中・長期的な視点に立って目指すべき園の在り方を検討してまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 理念・基本方針は「管理運営要綱」に明文化され、ホームページや「事業概要」に明記している。職員は理念・基本方針、権利擁護に係る法令や書類などを綴じた「さわらび学園例規集」を常に手元に置き、「児童の最善の利益」を追求し、自立に向けた養育や支援に日々取り組んでいる。子どもや保護者には「学園生活のしおり」で権利擁護の取組とともに、理念・基本方針を説明し、周知している。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ 園長は県や県児童相談所、仙台市、全国児童自立支援施設協議会等との会議や研修会への参加、「宮城県社会的養育推進計画」等により、社会福祉事業の現況や地域の動向などの情報を収集し、今後の目標や課題などを把握し分析している。また子ども像の変化が推移される状況にあり、子どもの権利を代弁する意見表明の体制や寮の小規模化などを図る上で「児童の最善の利益」を守る職員体制や人材育成等の現状分析を行っている。		
③	Ⅰ—2—（１）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
＜コメント＞ 「事業概要」に重点事項として児童の権利擁護、個別支援の充実など 4 項目が挙げられ、職員会議や学園・分教室合同職員会議等で話し合い、改善を図っている。児童の権利擁護		

の推進は第三者評価や職員の「自己点検シート」、児童アンケートなどによる課題を把握し、権利擁護の醸成を図っている。また被虐待経験や心身の障害を持った児童が増える状況にあり、常勤の心理療法担当職員など専門職の配置の増強や寮職員の増員など職員体制の整備が緊急の課題であり、継続的に県に要望を出している。

今後は、県と連携し権利擁護に係る意見表明制度や、高機能化、多機能化、小規模化などの課題に持続的に取り組むことが望まれる。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 県は令和６年度、令和２年３月に策定した「宮城県社会的養育推進計画」（令和２年度～令和１１年度）を全面的に見直し、新たな「宮城県社会的養育推進計画」（令和７年度～令和１１年度）を策定し、児童自立支援施設の計画も明示した。園がこれまで県との協議を重ねながら、中・長期的な展望のもと、子どもの権利擁護や高機能化、小規模化、人材育成などに持続的に取り組んでいることが県の姿勢として示されている。 今後は、新たな「宮城県社会的養育推進計画」のもとに、園として理念・基本方針の実現に向け、中・長期に亘って取り組むべき園の事業計画策定が望まれる。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 事業計画として「令和６年度宮城県さわらび学園児童自立支援方針」を策定している。重点事項として児童の権利擁護の推進、集団生活の安定性を土台とした個別支援の充実等６項目を明記している。一方、園の設備改修は中・長期改修計画を立て、単年度ごとに実施している。しかし園全体の中・長期計画はなく、中・長期計画を踏まえた単年度計画は策定されていない。 今後は、重点事項の具体的な計画を明記するなど年度終了時に実施状況が評価できる事業計画策定が望まれる。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 「令和６年度宮城県さわらび学園児童自立支援方針」の重点事項６項目は各寮で前年度の課題を検討し合い定例職員会議や合同運営委員会に繋げて検討するなど全職員参画で策定している。実施状況の把握や評価は寮運営や係の事業ごとに行い、計画の見直しを行っ		

ている。今後、重点事項は方針に基づき、実効性のある具体的な取組計画も含め、園全体の事業計画の策定が望まれる。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 子どもや保護者には入所時の「学園生活のしおり」や広報誌(太白山)で行事予定や年度の支援方針等を周知している。入所時に来訪できない保護者には入所後の家庭訪問で分かりやすく丁寧に説明している。 今後は、事業計画を子ども会でも説明しながら、計画の目的が理解されるよう取り組むことが望まれる。		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 「令和6年度宮城県さわらび学園児童自立支援方針」の基本方針に処遇及び質の点検・評価と改善を掲げ、支援の質の向上に取り組んでいる。自己評価及び定期的な第三者評価の受審結果に対応した支援の実施状況の評価と改善、年2回職員の「自己点検シート」による虐待点検・児童処遇・寮における指導の評価と改善などを職員会議や定期的分教室合同運営会議で検証している。また、個別に配慮が必要な子どもが年々増加しており、心理療担当職員などの人員体制を確保するために県に要望を出し、十分ではないが、職員の増員をして支援の質の向上に繋げている。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 第三者評価結果や課題は明確化され、職員会議や合同運営会議で話し合い、改善に繋がっている。令和3年度の第三者評価の改善課題である「児童と地域との交流」は学園祭での自治会長との交流を通じて、自立した社会生活を営む上での人との関わり方を学ぶ機会に繋げることができた。また「自己点検シート」や「ニコニコ相談シート」で把握できた課題を寮会議や職員会議、運営会議で検証し、改善へ繋げている。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
＜コメント＞ 園長の責務や権限は職務分掌に明記されている。園長は職員同士の繋がりや互いの意見の共有を支柱に、「子どもの最善の利益のために」を意識して支援する職員一人ひとりの所属感、有用感を大切に考えている。園長は職員会議、学園・分教室合同職員会議、合同運営・定例生活指導委員会、カンファレンス会議等を通して、園の経営・管理・養育・支援の質や課題などの助言を行い自らの役割と責任を果たしている。有事の際の園長不在時の権限移譲も明らかにしている。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 園長は全国児童自立支援協議会や国立武蔵野学院などでの研修に参加し、遵守すべき法令等を理解し、職員会議で周知している。職員は県の職務に係る「倫理の保持ハンドブック」を保持し、服務規律の遵守に取り組んでいる。県のポータルサイトに関係法令の改廃が掲載され、職員はいつでも確認することができる。また県のシステムである「こころのみだしなみ」を通じて職員自ら法令遵守が守られているかを確認している。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ 園長は職員との繋がりを重視し、チームワークによる連携した支援力の向上に取り組む姿勢を表明している。園長は児童の自立支援計画のカンファレンスや生活指導委員会に参加し、入所児童の問題行動や生活不適応等に対する援助方針など児童の支援などの点検、評価に対して助言を行い、心理療法担当職員等の専門的な評価を踏まえた支援等による個別支援の充実を図っている。また園長は管理者の立場としての責任から、常に自己研鑽に励み、自ら専門性の向上に努めている。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ 園長は経営の改善や業務の実効性を高めるため人事考課と面談を合わせて年４回の個別面談を行い、職員一人ひとりの目標や課題と共に、業務上の問題点や要望などを聞き、園		

全体や寮で検討すべき課題については生活指導委員会や運営委員会で話し合い対応している。日常的な業務の忙しさや支援の特性による休憩時間の確保の難しさは職員同士声をかけ合いチームワークを駆使し取り組んでいる。また園長は職員から評価を受ける「管理者マネジメントシステム」に参加し、園長自身が客観的視点を保ちながら業務に取り組んでいる。

Ⅱ—２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—２—（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—２—（１）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 園の人員体制は寮ごとに職員 6 人配置であるが、入所児童の多くが被虐待経験や心身の障害を持ち個別的な配慮が必要であり十分とは言えない。園長は職員数の見直しや常勤の専門職(心理療法担当職員等)の人員体制の強化を県に継続的に要望している。インターンシップ生や宿直補助の非常勤職員(学生)を毎年継続的に配置し、学生の多くは園の使命や役割を理解し、職員と協力しながら意欲的に業務に取り組んでいる。また、県のメンター制度を活用し、新任一人に中堅職員を配置し、OJT による人材育成に取り組んでいる。		
15	Ⅱ—２—（１）—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 「宮城県さわらび学園倫理綱領」や「児童の最善の利益を確保するための指針」等に園の「期待する職員像」が明確化されている。「県人事管理システム制度」による人事考課が年に 3 回行われ、職員の自己評価に基づき園長と面談し、職員の目標や労働環境、研修計画や人事異動の意向などが話し合われている。面談の成果は職員にフィードバックされ、職員が将来的なビジョンを持って職務が遂行できるよう取り組んでいる。人事考課とは別に園長と職員との面談も年 1 回行われ処遇や健康面、将来の目標などが話し合われ、園長は真摯に耳を傾け、助言を行っている。		
Ⅱ—２—（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—２—（２）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> 職員の就業状況は施設の庶務担当者が管理し、園長に報告されている。定期的に健康診断やメンタルチェックが行われ、産業医の診断もある。福利厚生は県互助会で冠婚葬祭やサービス等の体制が整備されている。業務の特性上取得が不安定な休憩時間は職員間で声をかけ合い工夫しながら業務を行っている。一方宿直勤務の日数軽減などワーク・ライフ・バランスに配慮した人員体制の増員が求められ県に継続的に要望を出している。新任・転入職員対象の研修会では知識の習得の他、勤務の状況や悩みを先輩職員と話し合う場を設定し、よ		

り働きやすい職場環境づくりに繋がる機会となっている。		
Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 「さわらび学園倫理綱領」や「児童の最善の利益を確保するための指針」に「期待する職員像」が示されている。職員は「期待する職員像」や理念・基本方針を踏まえた園の目標を見据え、県の業績評価制度により自身の目標を設定し、園長と面談を行い中間、及び年度末に達成状況の評価が行われている。面談では評価の他、資格取得や研修の要望、業務やプライベートな悩み等多角的に職員の意見や要望を聞き、職員が安心して役割と責務を達成できるよう助言している。		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 「令和 6 年度宮城県さわらび学園児童自立基本方針」の重点事項に職員の専門性の向上を明記し、県や全国児童自立支援協議会による園長や基幹的職員対象の外部研修、新人や転入職員、全体職員対象の内部研修が行われている。心理療法担当職員による専門的なミニ講座や座学だけでなく、児童福祉施設など関係機関の実地見学や新人研修では「先輩職員の助言を聞く会」を取り入れた研修なども行ない、多様な計画体制により支援の質の向上へ繋げている。研修計画は研修係が職員からの意見を取り入れ策定し、研修後には職員アンケート結果を検討しながら、評価と見直しを行っている。		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<コメント> 指導班長と副班長（寮長）が職員個別の知識や技術水準を把握し、新任職員、基幹的職員、全体職員、会計年度任用職員（宿直業務嘱託員）など階層別研修やテーマ別研修が行われている。県メンター制度を活用し、新人職員一人ひとりに中堅職員が付き、習熟度に配慮したOJTも行われている。国立武蔵野学院の研修や社会福祉士通信教育、海外研修受講等専門性向上へ向け、意欲的に取り組む職員もあり、シフト調整による支援を行うなど協力体制で取り組んでいる。		
Ⅱ－２－（４）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> 実習生受入れ業務は実習係が担当し、指導者研修を受講した職員がプログラムに沿って、社会福祉士や保育士を目指す学生の実習指導を行っている。大学とは継続的に保育士実習		

協議会等を通じて連携が図られ実習生を毎年受け入れている。また実習生受入れマニュアルは児童の援助方法や特性のある児童への配慮などが明記され、学生に説明し周知している。一方、実習生等の支援に関わる基本姿勢は明記されていない。

今後は、園の社会的責務である福祉人材の育成についての基本姿勢を明文化し、マニュアルに明記することが望まれる。

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ホームページに理念・基本方針、事業概要、自己評価や第三者評価結果等を公開している。年４回発行の広報誌「太白山」はホームページでの公開と地域の自治会長へは学園祭来訪時に配布している。苦情・相談は第三者委員である自立支援向上委員会に年２回公表し、報告が行われている。		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 県の財務会計諸規定に基づき、事務処理が実施され、内部統制システムによるチェックが行われている。毎年県事務局監査と３年に１回監査委員による監査が行われている。また、年２回第三者監視機関としての自立支援向上委員（弁護士、主任児童委員）の助言をもらうこともあり、公正かつ透明性の高い事業運営に努めている。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> 園の運営方針に「地域との連携」や「地域開放及び地域交流を積極的に行う」などを明記し、地域の福祉施設や関係機関と連携し、子どもの特性に配慮しながら良好な関係が構築できる体制整備を計画的に実施している。神社の清掃、地域の福祉施設や学校への駐車場や体育館の貸し出し、学園祭での地域の自治会長の招待など園や子どもの理解を深めてもらうための取組を行っている。また地下鉄や買い物、通院手段など子どもの個別のニーズに応じた社会資源の利用方法などを支援している。 今後は、社会的養護の求められる機能などを踏まえ、日常的に地域住民との相互理解の		

場を増やし、地域に根ざした開かれた園の構築が望まれる。		
24	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ボランティアは各寮のボランティア係が対応し、マニュアルで子どもへの配慮や個人情報保護に係る注意事項などを周知している。中国料理調理師会による調理やスポーツ交流等のボランティア活動を受け入れている。 今後は、ボランティアマニュアルにボランティア受入れに対する基本姿勢を明文化し、ボランティア受け入れの意義や目的等を周知することが望まれる。		
Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 「令和６年度宮城県さわらび学園児童自立支援方針」の重点事項に関係機関との連携強化が掲げられている。定時制高校、養護学校等の教育機関、児童精神科の医療機関、児童相談所、原籍校、家庭裁判所、職場実習先などと連携している。退所後の児童の支援は家庭支援専門相談員が原籍校や就労先など関係機関と連携し子どもや家族支援を行っている。社会資源リストは県のネットワークでいつでも把握できる体制が整っている。		
Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> 園の運営基本方針に「地域社会との連携」「地域開放及び地域交流を積極的に行う」を明記している。しかし現状は駐車場の貸し出しや神社の清掃など限定的であり十分とは言えない。 今後は、地域との交流の場を少しずつ増やしながら、悩みを抱える高齢者や子育て世代、子どものニーズを把握し、相談窓口設置やニーズに対応する講演や学習会など積極的に園の機能を地域に還元する取組が望まれる。		
27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 園は社会的養護の役割を持つ施設であり、特別に配慮が必要な児童を鑑み、地域住民との協働の事業は慎重を期し、地域の神社の清掃ボランティアなど限定的である。大学や小・中学校や福祉施設、民家に囲まれた園の立地環境を考慮し、地域の福祉ニーズに対応した研修会や講演などの取組は十分ではない。 今後は、地域の高齢者や子育て世代の悩み、子どもの行動上の問題などの相談窓口設置		

など園や生活する子どもの理解とともに、専門性を活用した公益的活動が積極的に行われることが望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 理念や「令和６年度宮城県さわらび学園児童自立支援方針」に「児童の権利擁護」と「児童の最善の利益を追求する」の基本姿勢を掲げている。職員は毎月の職員会議で「さわらび学園倫理綱領」を読み合わせし、子どもを尊重した支援への意識を高め、「自己点検シート」で支援内容を自己評価し、支援に取り組んでいる。定期的な児童相談所の面接や自立支援向上委員会の面談もあり、園の支援の質が確認されている。定期的に「いじめアンケート」も実施し、子どもの権利擁護が侵害されていないかなどを確認し支援している。また意見表明制度を見据えた園と分教室合同の「児童の権利擁護小委員会」を設置し、権利擁護の研修や弁護士による虐待防止研修を定期的実施している。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
＜コメント＞ 「児童の最善の利益を確保するための指針」にプライバシーに係る子どもの私生活・家族・通信（手紙・電話等）について子どもや保護者の同意の上で行うと明記している。「学園生活のしおり」には児童の権利擁護を前提としたプライバシーに係る生活支援上の制限を明記し、子どもと保護者に説明している。一方、生活場面でのプライバシー保護マニュアルは策定されていない。プライバシー保護は児童の権利の尊重に基づく重要な取組であり、今後は施設の特性や設備の限界を踏まえながら、規程やマニュアルを策定し、研修による職員の理解と周知が望まれる。		
Ⅲ—１—（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞ 子どもや保護者には「要覧」や「学園生活のしおり」で説明している。文書での説明の他、入所前には施設見学を行うなど個別に丁寧な説明を心がけている。「学園生活のしおり」は児童相談所の協力や職員意見を反映させて作成し、ルビをふった大きな文字で見やすく		

工夫している。「要覧」や「学園生活のしおり」は適宜、見直しを行っている。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 子どもや保護者への入所の説明・同意は児童相談所で行われ、施設では「学園生活のしおり」を読み上げながら分かりやすく説明し、確認書を取っている。また児童相談所と連携し保護者や子どもに大きな紙面で「自立支援プログラム」を示しながら不安を解消できるよう丁寧に説明し、意思決定が難しい子どもや保護者には状況に応じて、ゆっくりと分かりやすく説明するなど支援している。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<コメント> 施設に移行の際は、児童相談所から次の施設に引継ぎ内容が伝わり、家庭への移行は在園時から支援してきた家庭支援専門相談員が継続して退園及び退園後の支援を行っている。また「退園生事後指導計画」を策定し、児童相談所や関係機関と連携し、子どもと保護者に寄り添いながら支援を行っている。毎年退園後に地域で自立し、生活している退園生が園を訪問し、園長や職員に近況を伝えながら懇親を深めている。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 寮ごとに定期的に職員と子どもと一緒にグループワークを行い、嗜好や私物の所持等の満足度など子どもの生活上のルールとの不具合や希望を聞き取り、子どもと共に改善へ繋げている。また各寮からの役員で構成された子ども会が組織され、行事計画策定や DVD の鑑賞会など子どもの意向を尊重し、支援している。「ニコニコ相談シート」による苦情や相談では自立支援向上委員との話し合いや年 2 回の個別面談など、要望や意見を出せる仕組みを整備している。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 「苦情解決処理要領」を策定し、第三者監視機関として自立支援向上委員 2 名を配置するなどの苦情解決体制を整備している。子どもと保護者に「学園生活のしおり」で仕組みを説明し、苦情や意見は各寮と玄関に設置した意見箱に「ニコニコ相談シート」を投函することとしている。令和 5 年度は 10 数件の苦情があり、園長・指導班長が子どもと面談し、状況を寮長や職員に繋げ、改善へ向けて対応している。 今後は、子どもが苦情や意見を出しやすい職員とのさらなる相互関係の構築や環境づく		

りが期待される。		
35	Ⅲ―１―（４）―② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<コメント> 「学園生活のしおり」に困った時の相談方法や相談相手を自由に選べることを明記している。また、個別に安心して相談できる相談室を各寮に設置し、プライバシーが守れて安心して話せるようにしている。意見箱は玄関と寮ごとに１個ずつ設置し、意見を出しやすいよう配慮している。園長は、子どもへの温かい眼差しや声がけによって子どもが安心して相談しやすい関係性が築けることを職員に周知している。年２回児童は自立支援向上委員との面談の機会があり、相談や意見を伝えることが出来るよう整備されている。		
36	Ⅲ―１―（４）―③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 相談・意見対応は「苦情等解決処理要領」に基づき苦情解決の仕組を包括的に運用している。子どもの意見表明の機会を増やす上での定期的な自立支援向上委員との面談や「いじめアンケート」やテーマ別アンケートの実施、寮ごとの意見箱の配置などを行っている。出された意見や相談は寮の担当者が子どもと面接を行い、内容は即、園長や寮職員に伝えられ、迅速な対応が図られている。場合によっては子どもの意向を踏まえ、第三者である自立支援向上委員会で検討し支援方針を共有化し、改善に繋げている。「苦情等解決処理要綱」は随時、見直しを行っている。		
Ⅲ―１―（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ―１―（５）―① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> 「安全管理実施要領」を策定し、リスクマネジメント責任者を明確化している。インシデント発生時は発生状況や要因を検討し、定例指導委員会や職員会議で再発防止策を検討し、解決している。また「どきどき・あんしんマニュアル」に事故発生時の共通対応指針を明示し、事故対応・衛生管理・指導困難場面对応マニュアルなどを整備している。マニュアルは年度初めに新任研修により周知し、見直しも行っている。一方、ヒヤリハット収集は少なく不十分である。 今後は、子どもの安心・安全確保に繋がる軽微な事例や気づきのヒヤリハットを収集し記録を行い、職員会議等で要因分析と再発防止策の検討が行われることが望まれる。		
38	Ⅲ―１―（５）―② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対応マニュアルや衛生管理マニュアルを策定し、保健係（看護師と寮職員）が研		

修により予防法やマスク、手洗い、消毒等の適切な方法を助言、指導し、子どもへも周知している。また BCP 計画（感染症を想定した事業継続計画）を策定し、感染症発生時の事業継続や復旧のための机上訓練を毎年実施している。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 「県災害対策本部要綱」に基づき、施設の防火管理体制が構築され、「宮城県さわらび学園消防計画」が策定されている。消防計画は地震、大雨・洪水対策、火災対策が明記され、毎月非常災害別に避難訓練が行われ、不審者対応想定訓練も実施している。6月と10月には総合防災訓練を行っている。また BCP 計画（自然災害を想定した事業継続計画）を策定し、机上訓練を毎年実施している。県緊急時安否確認システムにより職員、子ども、宿直員、保護者全員の安否確認が行われており、備蓄は3日分を整備している。		

Ⅲ—２ 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
<コメント> 「宮城県さわらび学園児童自立支援方針」により、「子どもの権利擁護」や「子どもの最善の利益を追求する」姿勢が明文化されている。入職時には、新人研修として「新任職員研修」「発達障害セミナー」等を受講し、基本的なスキルを習得したうえで、「児童自立支援プログラム」に基づいて支援を実施している。児童自立支援プログラムには、援助基準期間や自立達成水準が記されており、自立支援計画書の標準的な作成マニュアルになっている。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> 「宮城県さわらび学園児童自立支援方針」は毎年見直しをおこない、「寮生活のルール」では、児童と職員が共通認識のもとに支援を実施している。「髪形の規律」については児童の意見を尊重し、「寮生活のルール」についても生活指導委員会で検討している。また、「自己点検シート」や「ニコニコ相談シート」の内容から課題となる点については検討がされている。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a

＜コメント＞ 児童相談所等や原籍校からの情報をもとに、児童の生育歴を把握し、家庭環境や問題行動等から、児童の抱える課題の背景も含みアセスメントを実施している。関係機関との連携を強化するとともに、多様化する入所児童の理解を深め、分教室、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員等による組織的な対応方針を、チームアプローチにて実施していく仕組みを確立している。自立支援計画書には、児童と家族の意向に加えて長期目標に退園時の状態像が掲げられ、カンファレンスで検討している。		
43	Ⅲ―２―（２）―② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞ 「児童自立支援計画書」には、本人及び家族の意向が明記され、「児童自立支援効果表」のもとに、３ヶ月ごとに児童と職員が話し合う仕組みが構築されている。また、「児童自立支援プログラムにおける達成状況の評価と到達段階」において、支援の成果を評価するとともにカンファレンスにおいては、園長や寮長、担当職員、分教室、原籍校、児童相談所等の職員が出席し、課題や支援方針について検討が行われている。		
Ⅲ―２―（３）支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ―２―（３）―① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
＜コメント＞ 「さわらび学園管理運営要綱」には、「自立支援日誌」において所定の様式により統一した記録をするよう定められている。ケース記録は、「児童記録簿作成要領」に沿って、児童の行動像などがわかりやすく作成され、支援会議においても記録が行われている。データ化した記録は、園内ネットワークにより職員間で共有している。		
45	Ⅲ―２―（３）―② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
＜コメント＞ 個人情報保護事務の手引きがあり、法律等の解釈及び運営基準を明確にマニュアル化している。宮城県情報セキュリティ対策基準には、園長が管理責任者として明記されている。記録を行うパソコンには、職員個人ごとにパスワードが設定されており、本施設の事務室と寮の勤務室で使用している。また、パソコンから離れる場合にはロックし、勤務室が不在になる際には、部屋を施錠することを徹底して管理している。		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
＜コメント＞ さわらび学園の運営方針では、子どもの権利擁護を重点事項として取り組んでいる。「学園入所児童権利擁護指針」に基づき、苦情要望の受付や自立支援向上委員による面談など、子どもの権利を擁護する仕組みが整っている。また、「学園生活のしおり」には「子どもの権利」を明記しており、子どもと職員が共通認識のもとに学園生活が過ごせるように作成されている。「ニコニコ相談シート」や「いじめアンケート」、個別のアンケートや作文を通じて、子どもの状況を把握し、「最善の利益」について意識した支援を実践している。		
A②	A—1—（1）—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
＜コメント＞ さわらび学園入所処遇基準に基づき、子どもの暴言や暴力等の問題行動についてルール化して対応している。問題行動の状況に応じて安全部会で共有し、子どもの行動制限前に「目的」、「児童の課題」、「行動制限の内容」、「期間」について子どもが内省を深められるよう生活指導委員会で協議が行われている。行動制限中の子どもの状態や変化の状況は明確に記録し、実施後には評価を行っている。		
A③	A—1—（1）—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
＜コメント＞ 「学園生活のしおり」には、寮生活のルールや困った時の対処方法などが、ルビを振り、簡潔にわかりやすく明記されている。自分の権利が守られること、他者の権利についても守られることの説明がなされている。玄関と各寮に設置された「要望等受付票」や「ニコニコ相談シート」により要望や苦情の申し立てができる。また、自立支援向上委員による権利擁護の仕組みなど、入所時と日常生活の中の出来事から説明している。職員は、発達障害、トラウマ、愛着障害等、入所児童の多様化に対応できるよう全体研修やミニ講座で学習している。		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a

＜コメント＞ 「施設内虐待自己点検シート」では、17 項目の「施設内虐待」を各自チェックし集計票を作成、ヒヤリハットやインシデントからの収集と合わせて、園内で傾向を共有している。被措置児童虐待対応の流れはフローチャートで示されている。「生活のこまりごと」や「いじめアンケート」で、虐待へ繋がるような事案があれば、日誌等で早急に全体周知して注意喚起し、フローチャートに沿った対応が行われるよう体制を整えている。「さわらび学園例規集」のファイルは全職員が保持し、職員が個々に、支援の振り返りや自己点検ができるよう整備している。		
A—1—（3）子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A—1—（3）—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
＜コメント＞ 子ども会において、行事への参加や集団でも楽しめる寮の活動企画を通じて、お互いを尊重し理解しながら成功体験を重ねられるように支援を行っている。定期的な寮のグループワークでは、日常の様々なできごとについて、子どもの特性を理解した上で寮ルールの確認や振り返りを行っている。職員は、子どもの経験の幅を広めるため、買い物や余暇の過ごし方などの体験を通じて指導や支援を行っている。		
A⑥	A—1—（4）—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a
＜コメント＞ 入所時に、児童相談所や関係機関からの情報をもとに、カンファレンスで検討して退所時期の調整を行っている。「退園生事後指導計画書」は、基本情報、退園後の支援関係機関、退園後の課題、問題行動の対処法などが記されており、子どもへ説明して渡すと共に、退所先と共有して継続支援を実施、記録している。退所後は、家庭支援専門相談員が家庭訪問し、子どもの現状を把握して関係機関と連携している。また、退所後も子どもから相談できることを伝え、来園による面談が行われている。		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
＜コメント＞ 職員は、常に「子どもの最善の利益」を意識し、子どもの障害や特性を考慮して担当職員を決定し、自立支援計画に基づいて子どもと関わっている。職員は、子どもの抱える不安な思いに寄り添い、その課題と一緒に取り組む姿勢をもち、寮の調理場でのお菓子作りや買い物、飲食など個別に支援している。スポーツや寮のグループワークを通じて、子どもたちが助け合いや認め合いを学ぶ機会を確保している。		

A⑧	A—2—(1)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
＜コメント＞ 「学園生活のしおり」には、寮生活のルールが明文化されており、寮ごとのグループワークで、子ども同士で話し合う場が設けられている。「学園生活のしおり」や「子どもの守る約束」にはルビが振られ、日常生活の場面で子どもに説明して理解を促している。職員は、「挨拶」や「言葉遣い」においても子どもの見本となるよう努め、子どもから職員の言動について指摘された場合、それを振り返りの機会とし反省し、子どもとの信頼関係を構築しながら子どもの社会性が養えるよう取り組んでいる。		
A⑨	A—2—(1)—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
＜コメント＞ 問題行動について、子どもが向き合えるよう法的な社会ルールの理解や代替の表現方法など、個別に支援を行っている。職員は、「何について、どのような気持ちで、どのようなことができるのか？」など、子どもに寄り添って支援している。また、「児童自立支援効果表」は、子どもと職員で一緒に振り返り評価している。カンファレンスでは、子どもの生活状況や課題、支援方針を職員と分教室で共有している。寮日誌に記録された子どもの状況や活動は、「健康状態」「寮生活情報」「精神科及び心理所見」「分教室」について整理され「在園児童の状況報告書」として児童相談所へ報告している。		
A—2—(2) 食生活		
A⑩	A—2—(2)—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
＜コメント＞ 食堂にはピアノが置かれ、季節の飾りつけをして家庭的な環境のもとで食事ができるよう工夫している。誕生日や季節イベント献立、リクエスト献立やおかわりできる献立もある。日課の中に食事時間を確保し、子どもの状況により代替食や個室で食事をする等の配慮をしている。栄養士による栄養管理が行われ、子どもの食事状況に変化がある場合には、寮日誌により職員間で共有している。寮の調理場では、職員とともに簡単な料理やお菓子づくりをする等の個別支援を行っている。		
A—2—(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A—2—(3)—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
＜コメント＞ 生活や活動に必要な衣類を提供し、外出や通院用として、私服の準備や管理を子ども自身で行えるよう支援している。職員は、着替えや衣類修繕などの声かけをして促している。しかし、子どもから修理や交換を職員へ伝えることが困難な場合の対応や日課として定期的な時間を確保していないことから、衣習慣の習得や簡易な修繕などの指導、教育は不十		

分である。 今後は、子どもの障害や特性に応じ、衣類等の交換や修繕が行えるよう支援の基準を明確にし、定期的に支援する体制について検討することが望まれる。		
A⑫	A—2—(3)—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
＜コメント＞ 建物の一部には木を使用して温かみが感じられ、建物内は軽度な修繕や掃除により整備されている。共用室には、ソファが置いてあり本棚には漫画本もある。TVは自由時間に録画して鑑賞でき、家庭に近い環境づくりを行っている。全ての子どもが個室として使用できず、仕切りのない部屋を2人で使用している場合もある。古い施設建物の構造上、子ども部屋は、光が入りづらくトイレや風呂も集団使用の設備のままである。また、収納ロッカーの扉は外され、家庭的な収納設備にはなっていない。 今後は、中・長期計画をさらに推進させて、学園の老朽化に伴う設備の改修や小規模化に対応する施設の環境づくりについて、県と連携し協議するなど持続的に取り組むことが望まれる。		
A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
＜コメント＞ 男女ともに野球を通したスポーツ活動が行われている。東北大会や全国大会への出場をめざし、子どもがチームの中の一員としての役割や達成感を体験しながら協調性を養えるように取り組んでいる。また、招待されたスポーツ観戦（野球やサッカー）をすることで、子ども同士の共通話題にもなり、チームとしての活動にも活かされている。スポーツ系の職員が中心となり、活動内容や指導について検討し、寮のグループワークで子ども同士が話し合って活動している。活動内容は、寮日誌に記録している。		
A—2—(4) 健康管理		
A⑭	A—2—(4)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
＜コメント＞ 定期的な医療通院や検診は、保健係（看護師と寮職員）が管理して支援している。職員は、勤務室で子どもに薬を手渡し、服薬するまで目視して確認している。急変時対応はマニュアル化され、子どもの状況により主治医に相談し入院加療につなげるなどの個別支援を行っている。感染症対応マニュアルや衛生管理マニュアルを策定し、保健係による研修の実施や感染予防のために個室での食事摂取などの対応が行われている。		

A⑮	A—2—（４）—② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
＜コメント＞ 身体整容は、定期的に声かけや指導を行い個別に対応している。擦り傷などの軽傷は、看護師へ相談することでセルフケアを促している。洗濯は、「しわをのばして干す」など、一緒に行いながら洗濯方法の習得を支援し、食堂には、手洗い方法がわかりやすく図で示して掲示している。薬物による影響や乱用については、分教室で教育が行われている。		
A—2—（５）性に関する教育		
A⑯	A—2—（５）—① 性に関する教育の機会を設けている。	a
＜コメント＞ 「入所児童の性に関する知識・経験の確認票」により子ども状況を把握し「性知識アンケート」を実施している。プライベートゾーンについての資料が作成され、子どもにもわかるように説明している。命育係の職員は、外部講師による研修実施や寮単位で実施するプログラムなど年間計画を作成している。研修内容に応じて、年齢や性別、集団や個別、分教室での教育内容をわけて習得する機会を検討し、学園の自立支援活動の一環として性教育を行っている。		
A—2—（６）行動上の問題に対しての対応		
A⑰	A—2—（６）—① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a
＜コメント＞ 「学園生活のしおり」には、「けんかや口論により他の児童に迷惑を及ぼし、またはいじめや暴力を行なうこと」が学園生活の禁止行為として明文化されている。寮では、心理療法担当職員によるグループワークを実施し、心理教育や問題行動の発生予防に取り組んでいる。また、「いじめアンケート」の実施や「ニコニコ相談シート」により、子どもの状況を把握し、内省を深めて振り返ることで行動化しないよう支援が行われている。問題行動等の処遇に関しては、開始時と終了時に生活指導委員会において評価検討している。		
A⑱	A—2—（６）—② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
＜コメント＞ 「児童の生育歴」シートには、適切な支援に向けて発達段階ごとに子どもの状況が記されている。また、暴力などの問題行動に至る成長過程をアセスメントし分析している。職員は、子どもに対しての「良い関わり」と「NGな関わり」を意識し、子どもには振り返りを促してトラブル発生時の問題解決の方法を指導し、「自立支援計画」に基づいて支援している。暴力行為やいじめに関する子どもの処遇については、生活指導委員会で指導や教育方針を共有して検討している。安全部会においても子どもの問題行動を共有し、「子どもの最善の利益」について検討する仕組みが整っている。カンファレンスでは、園長や寮の職員、児童相談所、分教室や原籍校の教諭も参加して処遇方針を決定している。		

A—2—（7）心理的ケア		
A⑱	A—2—（7）—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<コメント> 心理支援は、心理検査や毎月の心理療法担当職員による面談、寮ごとのグループワークや関係機関との連携が行われている。必要時には、医師の見立てや児童相談所と連携を図り、心理療法担当職員が中心となり、「アンガーマネジメント」や「SST」のグループワーク及び「トラウマインフォームドケア」などの心理教育を実施している。グループワークは、テーマを決めて、目的や目標を明確にし、寮会議で共有して「自立支援計画」に基づき支援している。職員は、研修受講や施設内でスーパービジョンを受ける体制が整えられており知識を深めている。		
A—2—（8）学校教育、学習支援等		
A⑳	A—2—（8）—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
<コメント> 本施設の分教室において子どもの学習指導を行っている。自立支援計画では、子どもの進路や将来に関する意向と課題や目標を明確にされ、分教室での活動や行動変容にも着目して、朝の引継ぎで共有して連動した支援が行われている。自立支援プログラムにもとづいて退園の時期や自宅復帰に向けての評価が行われ、家庭支援専門相談員との面談やカンファレンスによる学習や進路について共有、検討を行っている。カンファレンスには、園長や寮職員と分教室や原籍校の教諭、児童相談所の職員等が出席している。		
A㉑	A—2—（8）—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント> 子どもの年齢に応じて、生活日課として自習時間が設けられている。子どもの特性や能力に応じて、漢字検定などの情報や書籍の提供、受験の手続きなど、可能な支援を行っている。また、「塾へ行きたい」と希望する子どもに対しては、塾への外出に規制があるなどの説明を行い、休止中の学習ボランティアの受け入れを検討、調整している。		
A㉒	A—2—（8）—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a
<コメント> 寮の周りの家庭菜園での野菜の収穫や犬を飼うなどの体験を通じて、作業課題に対する意欲や協調性を養っている。また検定試験の受験や進学を前提としたオープンキャンパス見学なども行い、進路の自己決定ができるよう支援している。将来の自立へ向けての就労や社会経験は児童の実現可能な体験や情報提供などを分教室と連携して取り組み、近くのガソリンスタンドでの職場体験、児童それぞれの目的地へ向かうための公共交通機関の乗車体験、近隣の神社の清掃ボランティアの取組など積極的に支援している。		

A ㉓	A—2—(8)—④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a
<コメント> 分教室、親や児童相談所と連携して、子どもの意向を確認しながら進路についてイメージできるよう必要な情報提供を行っている。インターネットによる進学先の情報収集やオープンキャンパスの見学、模擬試験などの経験を通じて、心配なことや子どもの強みを親にも伝え、子どもの意思を尊重して親子で進路決定が行えるよう支援をしている。また、退所時期や通学方法なども検討し、家庭支援専門相談員による継続支援の体制が整っている。		
A—2—(9) 親子関係の再構築支援等		
A ㉔	A—2—(9)—① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 「自立支援プログラム」や「自立支援計画書」に基づき、子どもと家庭の状況に応じて一時帰宅を実施している。毎日の電話連絡や家庭支援専門相談員の自宅訪問によって、家庭生活の状況を確認している。家庭支援専門相談員は、子どもの気持ちや困り感などを代弁し、子どもの障害や特性、関わり方などを保護者へ伝える等、親子の関係の再構築を支援している。また、一時帰省の状況を振り返ることで課題を明確にし、次のステップ課題に取り組めるよう共有が図られている。		
A—2—(10) 通所による支援		
A ㉕	A—2—(10)—① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	c
<コメント> これまで、児童相談所から通所による支援ニーズがなかったことから、通所支援に必要な予算・人員等が確保されておらず、施設の「事業計画」にも規定されていない。		